

知的かけはし

弁護士法人 クレオ国際法律特許事務所

編集発行人 弁護士 西脇 怜史

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町 1-39-5 水天宮北辰ビル9階

TEL 代表 03-6821-9510

法務部 03-6821-9520

商標部 03-6821-9540

FAX 共通 03-6821-9550



2025・10・10

税関の輸入差し止め件数 過去2番目の多さ(財務省)

財務省は、全国の税関が2025年上半期(1～6月)に偽ブランドなど知的財産権侵害を理由に輸入を差し止めた件数は前年同期比5.6%減の1万7249件だったと発表した。

過去最多の24年上半期よりは減少したが、3年連続で1万5千件を超す高水準となり、過去2番目の多さとなっている。

22年から個人が使う目的で輸入した模造品も没収対象になり、件数が高止まりする一因となっている。

品目別では、衣類が2.5%増の6825件で最多。次いでバッグ類が1.0%増の4225件。一方、靴類は19.5%減の1867件、携帯電話や付属品は4.9%減の908件だった。

発送元は中国が84%と最も多く、次いでベトナムの9%。

「デジタル赤字」抑制に向け 対策パッケージ(政府)

政府は、デジタル産業の海外展開を促進するための関係閣僚会議を開き、対策パッケージを取りまとめた。

対策パッケージでは、幅広い分野でAIやデータの活用、サイバーセキュリティ産業の振興を進めて国際競争力のあるデジタルソリューションを創出し、デジタル関連収支の赤字抑制を目指す方針。

また、大規模・長期の官民投資によって知的財産(IP)や人材などへの支援を進めるほか、日本発のゲームやアニメなどデジタルコンテンツの輸出促進や海賊版対策なども盛り込んだ。

デジタル関連収支とは、国際収支のうち、音楽や動画配信サービスなどの著作権等使用

料やクラウドサービス使用料などの収支。2024年の国際収支速報によると、デジタルに関連した収支は6兆6506億円の赤字と過去最大となった。

デジタル分野においては、米国のマイクロソフトやグーグルなど「プラットフォーマー」と呼ばれる巨大IT企業が独占状態で、日本は受取額を上回るペースで支払額が増加。特に通信・コンピューター・情報サービス分野の24年の赤字額は、前年比1.5倍の2兆4941億円に上っている。

中小企業の知的財産侵害めぐり 実態調査を開始(公取委など)

公正取引委員会と中小企業庁、特許庁は合同で、中小企業の知的財産侵害に関する実態調査を開始した。

公取委・中小企業庁・特許庁という三機関の連携によって全業種を網羅的に調べ、中小企業の権利保護に向け、監視を強化する方針。

これまで製造業とスタートアップ企業が対象だった調査を全業種へと広げ、特許などの知的財産権や権利化されていないノウハウなどが適正に取り扱われているか取引実態を調べる。

また、中小企業の中には自社が持つデータの価値に気付かず、取引先に不当に利用されるおそれがあるとして、生産設備などのデータも新たに調査対象とした。

調査は、業種の偏りを避けるため、無作為に抽出した企業にアンケート調査票を送付する第1段階と、今秋以降に当事者へのヒアリング(聞き取り)を行い、取引実態を詳しく掘り下げる第2段階から構成される。

公取委は、調査で収集した事例を分析した上で、2026年度以降の独禁法のガイドラインに違反事例を反映させるほか、下請法の運用基準を見直す方針。

解説

進歩性の判断 (本件発明の要旨認定)
知的財産高等裁判所 令和6年(ネ)第10012号
特許権侵害に基づく損害賠償請求控訴事件
(原審・東京地方裁判所令和3年(ワ)第20886号、
同5年(ワ)第70045号) 令和7年7月10日判決言渡

第1 事案の概要

原告は、発明の名称を「携帯電話、Rバッジ、受信装置」とする特許第4789092号(本件特許)の特許権者である。原告が被告の行為は本件特許の請求項5(本件発明5)に係る発明を侵害する行為であるとして被告に対して損害賠償請求訴訟に臨んだところ、原審は、本件発明5は特開平10-162176号公報(乙9)記載の発明と同一であるから、新規性欠如による無効理由があり、原告は本件特許権を行使することができない(特許法123条1項2号、29条1項3号、104条の3第1項)などとして、原告の請求を棄却した。

原告は、原判決を不服として本件控訴を提起すると共に、本件控訴後に、本件特許について訂正審判請求し(訂正2024-390011号)、これに対する訂正審決が同年11月7日に確定。原告は、これに基づいて訂正後の請求項5に係る発明(本件訂正発明5)について、被告製品はいずれも本件訂正発明5の技術的範囲に属し、被告製品の販売は、本件特許権を侵害する等と改めて主張して損害賠償請求した。

本件控訴審判決では、本件訂正発明5には、乙52(特開平10-289354号公報)を主引用例とする進歩性欠如の無効理由があるから、原告は被告に対して権利を行使することができず、原告の訂正後の本件特許に係る本件特許権に基づく請求は理由がない、との判断がされた。

第2 判決

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

第3 理由

本件訂正発明5の受信装置は、「J'請求項4記載の携帯電話との間で送受信する…」、「K'…個別情報の発信要求を…前記携帯電話に発信する…」、「L'…前記携帯電話から受信した個別情報…」が所定のもの場合には「M'…前記携帯電話との間で処理を行う」などとされるから、携帯電話と受信装置から構成される個別情報システム(全体装置)における受信装置に関する発明であるといえる。

なお、請求項1は「携帯電話」に関する発明、請求項3は請求項1を引用する「携帯電話」に関する発明、請求項4は請求項3を引用する「携帯電話」に関する発明である。

本件訂正発明5は、携帯電話と受信装置から構成される個別情報システム(全体装置)というコンビネーション(二以上の装置を組み合わせてなる全体装置の発明)により構成されるものである。本件訂正発明5に記載された「受信装置」は、「請求項に係るサブコンビネーション(二以上の装置を組み合わせてなる全体装置の発明であるコンビネーションにおいて、組み合わせられる各装置に係る発明)であり、「J'請求項4記載の携帯電話」は、「他のサブコンビネーション」ということができる。

そして、本件訂正発明5における「請求項に係るサブコンビネーション」(受信装置)の発明の認定に当たっては、「他のサブコンビネーション」(請求項4記載の携帯電話)に関する事項も検討対象とするべきであるが、その構造、機能、形状、組成、作用、性質、特性、用途等の観点から検討した上で、当該他のサブコンビネーションに関する事項が、当該他のサブコンビネーションのみを特定する事項であって、請求項に係るサブコンビネーションの構造、機能等を特定しない場合には、当該他のサブコンビネーションに関する事項は当該請求項に係るサブコンビネーションを特定するためには意味を有しないものとして、本件訂正発明5の要旨を認定するのが相当である。

訂正後の請求項1における構成要件A～Gは、いずれも「携帯電話」の構造、機能等を特定するものであり、「受信装置」の構造、機能等を特定するものではない。訂正後の請求項3の構成要件Hは、請求項1の「携帯電話」が有する手段を特定するものであり、「受信装置」の構造、機能等を特定するものではない。訂正後の請

求項4の構成要件I'は、構成要件Hの「新たな機能」を特定するものであり、「受信装置」の構造、機能等を特定するものではない。

以上によれば、訂正後の請求項5における「他のサブコンビネーション」である「請求項4記載の」携帯電話に関する事項は、本件訂正発明5における「受信装置」の発明を特定するためには意味を有しないものといえる。したがって、本件訂正発明5に係る発明の要旨認定においては、「請求項4記載の」との事項は除外して認定するのが相当というべきである。

<本件訂正発明5と乙52発明の対比>

本件訂正発明5と乙52発明を対比すると「対象となる機器との間で送受信するためのRFID(Radio Frequency Identification)インターフェースを有する受信装置であって、当該受信装置に設けられた読み取りスイッチの押下によって、個別情報の発信要求を当該受信装置に近づけられた前記機器に発信する発信手段と、前記機器から受信した個別情報が要求した個別情報であるか否かを判断する判断手段とを有し、前記判断手段で前記受信した個別情報が前記要求した個別情報であると判断されたときに、前記機器との間で処理を行うことを特徴とする受信装置」の点で一致し、相違点は、以下のとおりである。

(相違点)

本件訂正発明5では「受信装置」が「個別情報」の送受信や「処理」を行う対象が「携帯電話」であるのに対し、乙52発明では「非接触データキャリア等(非接触データキャリア及び非接触ICカード)」である点。

<相違点の容易想到性について>

スマートカードの機能を携帯電話の機能に取り込み、受信装置におけるRFIDインターフェースを用いて、スマートカード内のデータ(個別情報)の送受信を携帯電話との非接触の通信により行う技術(乙19)及び受信装置における個別情報の送受信を、ICカードに代えて携帯電話との非接触の通信により行う技術(乙9及び乙11)は、本件特許の優先日(平成13年4月17日)当時、いずれも外部メディアに記録された個別情報の送受信により必要な処理を行うシステムを開発しようとする当業者にとって周知技術であったといえることができる。

乙52発明とこれらの周知技術は、いずれもRFIDインターフェースを用いて、非接触の通信によりシステムの処理に必要な個別情報を送受信する点において技術分野が共通している。そして、乙52発明の「非接触データキャリア等」は、非接触ICカードを含むところ、乙52発明にこれらの周知技術を適用し、受信装置との個別情報の通信を行う「非接触データキャリア等」(非接触ICカード)に代えて「携帯電話」とする構成を採用することは、当業者において容易に想到し得たものといえることができる。

したがって、本件訂正発明5は、当業者が乙52発明に基づいて容易に発明をすることができたものであるから、進歩性を欠くといえるべきである。

以上によれば、本件訂正発明5には、乙52文献を主引用例とする進歩性欠如の無効理由があるから、原告らは、被告らに対し、本件特許の特許権又は専用実施権を行使することはできない(特許法104条の3)。

第4 考察

進歩性判断の対象となる請求項に係る発明を正しく認定することは進歩性の検討・判断における第一歩である。本判決で進歩性判断の対象になっている請求項5に係る発明は、「請求項4記載の携帯電話との間で送受信するためのRFIDインターフェースを有する受信装置」で、「携帯電話」と「受信装置」とから構成され、ここで、「携帯電話」は先行している請求項記載の発明を引用して「請求項4記載の携帯電話」と特定されている。

本判決では、「請求項4記載の」携帯電話に関する事項は、本件発明における「受信装置」の発明を特定するためには意味を有しない、とし、進歩性判断の対象になっている請求項5に係る発明の要旨認定において、「〔請求項5の記載における〕請求項4記載の」との事項は除外して認定するのが相当というべきである」とされた。

実務の参考になるところがあると思われるので紹介した。以上

企業における営業秘密 漏えい事例が大幅に増加

■情報処理推進機構 (IPA) ■

独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) は、「企業における営業秘密管理に関する実態調査2024」の報告書を発表した。

報告書によると、営業秘密の漏えい事例や事象を認識している割合は、前回調査 (2020年) の5.2%から35.5%と大幅に増加した。

営業秘密の漏えいルートで最も多かったのは、「外部に起因するサイバー攻撃による漏えい」の36.6%だった。

このほかのルートでは内部に起因するものが多いことが分かった。「現職従業員などのルール不徹底 (ルールを知らなかったなど) による漏えい」(32.6%)、「現職従業員などによる金銭目的などの具体的な動機を持った漏えい」(31.5%)、「誤操作・誤認などによる漏えい」(25.4%)、「外部者 (退職者を除く) の立ち入りに起因する漏えい」(20.2%) など。

一方で、「中途退職者 (役員・正規社員) による漏えい」は前回調査の36.3%から今回調査では17.8%に低下した。

■営業秘密とは■

不正競争防止法において「営業秘密」とは、「秘密として管理されている生産方法、販売方法、その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないもの」と定義されている。

具体的には、①秘密管理性、②有用性、③非公知性という3要件が全て満たされていることが必要。

したがって、たとえ社内で「秘密」とされている情報であっても、この3要件が満たされていないければ、不正競争防止法においては「営業秘密」として保護されないことになる。

●営業秘密と認められるための「3要件」●

①秘密管理性

秘密として管理されている

②有用性

事業活動に有効な技術上または営業上の情報

③非公知性

公然と知られていない

【①秘密管理性 (秘密として管理されていること)】

秘密管理性が認められるためには、主観的に秘密として管理しているだけではなく、客観的にみて秘密として管理されていると認識できる状態にあることが必要とされている。

例えば、書類に「部外秘」「マル秘」と記載されているなど、それが明らかに秘密情報であることを認識できるようにしていること、特定の社員以外の者はアクセスできないような管理措置がとられていることなどがある。

【②有用性 (有用な営業上又は技術上の情報であること)】

有用性が認められるためには、その情報自体が客観的に活用されることによって、商品開発の効率化、経営の改善等に役立つものであることが必要。

例えば、製造ノウハウ、仕入れ価格などは有用性が認められる情報である。

【③非公知性 (公然と知られていないこと)】

非公知性が認められるためには、その情報が保有者の管理下以外では、一般に入手できないことが必要。

例えば、刊行物などに記載されていたり、学会発表等で公開されたりしている情報については、非公知性は認められない。

特許を取得して公開されている情報には非公知性が認められない。

「AI基本計画」を策定へ 国産のAI開発など支援

■政府■

AI開発や活用などAI政策を検討している政府の「AI戦略本部」は、国産AIの開発支援や規制の見直しなどを盛り込んだ「AI基本計画」の骨子を提示した。

基本計画は、本年6月に施行された「AI推進法」(人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律) に基づく国家戦略。米中両国に後れを取っているAI活用や研究開発で巻き返しを図るため、国産のAI開発を担う民間企業や研究機関の取り組みを政府として積極的に支援する。

政府は、年内にも基本計画を取りまとめる方針。

骨子では「世界で最もAIを開発・活用しやすい国」を目指すとして明記した。①活用の推進、②開発強化、③ガバナンスの主導、④AI社会に向けた継続的変革—の4つを基本的な方針として掲げている。

具体的な取り組みとして、政府機関や地方自治体でのAI活用の徹底や、医療・介護など人手不足が深刻な分野へAIを積極的に導入する。日本の強みである「質の高いデータ」を生かした開発力の強化なども明記。AI半導体や光ネットワークなど基盤技術の開発支援も盛り込んだ。

制度面では、AI使用時の民事責任の検討や知的財産の保護も言及。技術革新とリスク対応の両立について、今後、有識者会議で検討を進める方針。

審 決 紹 介

本願商標（別掲1）は、商標法第4条第1項第11号に該当する、と判断された事例（不服2024-13128、令和7年5月20日審決）

1 手続の経緯

本願は、令和5年6月6日の出願であって、その手続の経緯は以下のとおりである。

- 令和5年12月18日付け：拒絶理由通知書
- 令和6年2月19日：意見書、手続補正書の提出
- 令和6年5月10日付け：拒絶査定
- 令和6年8月13日：審判請求書の提出

2 本願商標

本願商標は、別掲1のとおりのものであり、第3類に属する商標に記載のとおりの商品を指定商品として登録出願されたものであり、その後、本願の指定商品については、原案における上記1の手続補正書により、第3類「かつら装着用接着剤、洗濯用でん粉のり、洗濯用ふりのり、つけまつ毛用接着剤、塗料用刷毛、靴クリーム、靴革、つや出し剤、せっけん類、歯磨き、化粧品、香料、薫料、研歯炭、研歯膏、研歯用砂、人造軽石、つや出し剤」と補正されたものである。

3 原査定の拒絶の理由（要旨）

原査定において、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するものとして、本願の拒絶の理由に引用した登録第656835号商標（以下「引用商標1」という。）は、別掲2のとおりのものであり、令和3年12月24日に登録出願、第3類「化粧品」と及び第33類「化粧品の小売又は卸売の業務において行なわれる顧客に対する便益の提供」を指定商標及び指定役務として、同4年6月7日に設定登録され、現に有効に存続しているものである。

4 当審の判断

(1) 商標法第4条第1項第11号該当性について

ア 本願商標について

本願商標は、「ボイス」の文字と「VOICE」の文字を上下二段に横書きした構成よりなり、「VOICE」の文字は、「（人間の）声、音声」等（出典：『ランダムハウス英和大辞典 第2版』株式会社小学館）を意味し、「ボイス」の文字は「VOICE」の欧文字の読みを片仮名表記したものと容易に理解できるものである。

そうすると、本願商標は、その構成文字に照して、「ボイス」の称呼を生じ、「声」の観念を生じるといえる。

イ 引用商標について

引用商標は、別掲2のとおり、「the voice」の欧文字と「」（ペリオド）とを結合して「the voice」と一連に表示したものと容易に看取されるものである。

そして、その構成中の「the」の文字は、「その、例の、問題の」等（出典：『新英和辞典 第7版』株式会社研究社）を意味する英語の定冠詞であり、「voice」の文字は、上記7のとおり、「（人間の）声、音声」等を意味する語である。

また、その構成中の「the」の文字は、「強くて訳さないでよい場合が多い」（出典：前掲書）とされているように、これを省略して表記しないと呼ぶこともあり、「」（ペリオド）は「（商品）の文の末尾に付する点終符」（出典：『広辞苑 第七版』株式会社岩波書店）を意味するものであり、特に具体的な意味や読みを有するものとはいえないことから、「the」及び「」（ペリオド）ともに、出所識別標識として特段の印象や記憶に残るものというとはできない一方で、「voice」の文字部分については、引用商標の指定商品・指定役務との関係において、例えば、商品の品質（役務の質）や原材料を表すなど、自他商品役務の識別力を有しないという理由は見いだせない。

そうすると、引用商標の構成態様においては、「voice」の文字部分が、取引者及び需要者に対し、商品役務の出所識別標識として強く支配的な印象を生ず得るといえるものであり、これを要部として分離、抽出し、他人の商標と比較して、商標の類似を判断することが許されるというべきである（以下「voice」の文字部分について「引用商標の要部」という場合がある。）

して見れば、引用商標は、全体の文字部分から「ボイス」の称呼を生じるほか、引用商標の要部より、「ボイス」の称呼を生じ、「声」の観念を生じるといえる。

ウ 本願商標と引用商標の比較

本願商標と引用商標は、それぞれ上記ア及びイのとおりのものであり、本願商標と引用商標は、全体の外観において、構成文字「」（ペリオド）の差異等を有するものの、本願商標と、引用商標の要部との比較においては、片仮名の有無大文字と小文字の差異があるものの、それぞれを構成する欧文文字が、同じ綴りからなるものであるから、両者は外観上、近似した印象を与えるものである、互いに類似の商標といえる。

そして、称呼においては、両者は、「ボイス」の称呼を同じくし、また、観念においては、両者は、「声」の観念を同じくするものである。

そうすると、本願商標と引用商標とは、本願商標と、引用商標の要部との比較において、外観上近似した印象を与えるものであり、また、称呼及び観念を同一にするものであるから、これらの外観、称呼及び観念によって、取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、本願商標と引用商標は、商品及び役務の出所について誤認混同を生じるおそれのある、互いに類似の商標といえる。

エ 本願の指定商品と引用商標の指定商品及び指定役務との類似について

本願の指定商品中、第3類「化粧品」は、引用商標の指定商品及び指定役務である第3類「化粧品」及び第33類「化粧品の小売又は卸売の業務において行なわれる顧客に対する便益の提供」と同一又は類似する商品である。

オ 小括

上記ア及びイによれば、本願商標は引用商標と類似する商標であり、かつ、その指定商品も、引用商標の指定商品及び指定役務と同一又は類似するものであるから、商標法第4条第1項第11号に該当する。

(2) 請求人の主張について

請求人は、「the」の文字は英語表現上、「特定のものを表す」、「1つしかないものを表す」、「名詞が文中で2回以上使われる時」、「文法的に必要でない」際に使われる冠詞であり、単に「voice」では、「誰が」発したかは分らないから、あるいは、「複数存在するものではないか」という意味合いを生じるが、「the voice」

では、「沢山の意見の中の特定の意見、或いは一つしかない唯一の意見」の意味合いを生じる旨、また、語尾にペリオド（.）を配し、その外観全体から一つの文章と理解できる引用商標は、同様に構成全体をもって要部として把握されるべきものである旨主張している。

しかしながら、引用商標の構成中「the」の部分は、次に続く名詞中の特定のものを限定する機能を有する定冠詞であり、上記（1）イのとおり、「強くて訳さないでよい場合が多い」とされているように、次に続く名詞に対する限定性ないしは指示性の強い語であり、また、引用商標の構成中の「」（ペリオド）は、その位置から、アルファベットなどの横書きの文の末尾に付する点終符（ペリオド）を認識させるものであり、それを認識させる以上、別個の観念を生じない。

そうすると、「the」及び「」（ペリオド）は、出所識別標識として強い印象を与えるものとはいえず、引用商標に係る需要者、取引者が「the voice」のうた「voice」の部分のみに着目することは十分あり得るものといえるべきである。イ 請求人は、本願商標と同じく「THEO」と「OO」で構成される商標が併存登録されている事例「THE」の文字のみからなる登録例、「」（ペリオド）を語尾に記した登録例「THE」及び「」（ペリオド）を含めた標準全体を要部として認定した審決例等を挙げ、本願商標も登録されるべきである旨主張する。

しかしながら、商標の類似判断は、対比する商標について個別具体的に判断されるべきものであるところ、請求人の挙げた登録例及び審決例と本願商標とは、商標の具体的構成等において本願とは事実を異にするものであり、本願商標と引用商標の類似については上記（1）ウのとおりであるから、これらの登録例及び審決例をもって、上記判断が左右されるものではない。

したがって、請求人の上記ア及びイの主張は、いずれも採用することができない。

(3) まとめ

以上のとおり、本願商標は、商標法第4条第1項第11号に該当し、登録することができない。

よって、結論のとおり審決する。

本願商標（別掲1）は、商標法第4条第1項第11号に該当しない、と判断された事例（不服2024-13160、令和7年7月1日審決）

1 手続の経緯

本願は、令和5年6月1日の出願であって、その手続の経緯は以下のとおりである。

- 令和6年1月24日付け：拒絶理由通知書
- 令和6年3月6日：意見書の提出
- 令和6年6月6日付け：拒絶査定
- 令和6年8月21日：審判請求書の提出

2 本願商標

本願商標は、別掲1のとおりのものであり、第16類「プラスチック製包装用袋、家庭用食品包装フィルム、包装用ポリエチレンフィルム」、第17類「接着テープ（医療用・事務用又は家庭用のものを除く。）」、包装用・梱包用テープ、プラスチック製基礎製品、及び第22類「編みひも、真田ひも、のり付けひも、よりひも、網眼、結束用ゴムバンド、包装用又は結束用のバンド（金属製のものを除く。）」を指定商品として登録出願されたものである。

3 引用商標

原査定において、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとして、本願の拒絶の理由に引用した登録第6704479号商標は、別掲2のとおりのものであり、令和5年2月2日に登録出願、第16類「紙製包装用容器、プラスチック製包装用袋、家庭用食品包装フィルム、紙製タコ紙用袋、プラスチック製製皿、紙製用袋、紙製紙用袋、紙製のばり、紙製袋、衛生手ふき、紙製タオル、紙製テープルナプン、紙製手ふき、紙製ハンカチ、荷札、印刷したくじ（おちう）を除く。」、紙類、文房具類、印刷物、書画、写真、写真立、及び第32類「ビール、ビール風味の発酵炭酸酒、ビール風味のアルコール分を1%未満含有してなる清涼飲料、アルコール分を含まないビール風味の清涼飲料、その他の清涼飲料、果実飲料、飲料用野菜ジュース、ビール製用ホップエキス、乳清飲料」を指定商品として、同年6月5日に設定登録され、その商標は、現に有効に存続しているものである。

4 原査定の拒絶の理由（要旨）

原査定は、本願商標と引用商標は、「エコフレンドリー」の称呼及び「製品やサービスなどで、環境に配慮していること」の観念を共通にする類似する商標であるから、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するものとする。

5 当審の判断

本願商標は、別掲1のとおりのものであり、その全体の構成態様からすれば、「ECOフレンドリー」の文字を基に「E」の文字を黒とおおきく図形を組み合わせて図案化した「C」の文字の内部に「エコ」の片仮名を配し、その右側に「O」の欧文字及び「フレンドリー」の片仮名を書き、全体的に下線を付して図案化した、緑色の色彩よりなるものである。

一方、引用商標は、別掲2のとおりのものであり、その全体の構成態様からすれば、「ecoフレンドリー」の文字を基に「e」の文字中に木とおおきく図形を組み合わせて図案化した緑色の色彩よりなるものであり、本願商標と引用商標とは、その外観が異なるものといえる。

そして、請求人が上記1の意見書及び審判請求書において提示する情報、他、当審による調査によれば、本願の指定商品を取り扱う分野においては、「ECOフレンドリー」及び「エコフレンドリー」の語が「製品やサービスなどで、環境に配慮していること、環境負荷が小さいこと」などの意味（『デジタル大辞典』小学館）で広く一般に使用されている実情があるといえる。

そうすると、本願商標をその指定商品に使用することは、それに接する取引者、需要者は、「エコフレンドリー」の呼するいは「製品やサービスなどで、環境に配慮していること、環境負荷が小さいこと」程の観念をもって取引に資するとはいえず、本願商標は、図案化された外観をもって出所識別標識として把握され、取引に資するものといえる。

したがって、本願商標と引用商標とが称呼及び観念を共通にする類似の商標であるとして、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとは原査定は、取捨を免れない。

よって、結論のとおり審決する。

お し ら せ

●商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権（おおよその範囲となります。詳しくは特許庁HPでご確認下さい。）

昭和41(1966)年	商標登録第 700424号～第 702987号
〃 51(1976)年	商標登録第1186710号～第1192756号
〃 61(1986)年	商標登録第1846322号～第1851781号
平成8(1996)年	商標登録第2712572号～第2713137号
平成8(1996)年	商標登録第3125501号～第3138587号
平成18(2006)年	商標登録第4932397号～第4941954号
平成28(2016)年	商標登録第5830680号～第5836496号

各年の3月1日～3月31日までに設定登録された商標権

●この手続期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月から期間満了日までとなっております。存続期間は通常設定登録の日から10年間ごとになります。更新登録申請について疑問点などがございましたらば、お知らせ下さい。

（明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい）

●特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければならない期間による審査を受けることができます。審査請求可能な期間は出願日から3年です。この期間に審査請求されなかった特許出願は取り下げたものとみなされます。

令和4年11月中の特許出願については速やかにチェックされ、必要なものは10月中旬に審査請求されるようお勧めします。

審査請求の際には特許庁へ審査請求料（特許印紙）を納付します。ご不明の点がございましたらばお問合せください。

●特許、商標の出願状況（推定）

	特 許	商 標
令和7年7月分	23,468	15,607
前 年 比	92%	110%

詳しくは特許庁HP⇒資料・統計⇒統計資料⇒特許出願等統計速報でご確認下さい。